

様式第2号(第6条関係)

会議の開催結果

|                 |                                       |
|-----------------|---------------------------------------|
| 1 会議の名称         | 平成22年度 第2回<br>さいたま市特別職報酬等審議会          |
| 2 会議の開催日時       | 平成22年10月19日(火)<br>15時30分から15時52分まで    |
| 3 会議の開催場所       | さいたま市役所 別館2階 第4委員会室                   |
| 4 出席者名          | 利根会長、秋月委員、川本委員、島村委員、<br>林委員、福田委員、洞澤委員 |
| 5 議題及び公開又は非公開の別 | 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当<br>について<br>公開    |
| 6 非公開の理由        |                                       |
| 7 傍聴者の数         | なし                                    |
| 8 審議した内容        | 別紙議事録のとおり                             |
| 9 問い合わせ先        | 総務局 人事部 給与課<br>電話番号 048-829-1862      |
| 10 その他          | 審議会運営要綱による                            |



平成22年度 第2回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

1 日 時 平成22年10月19日(火)午後3時30分～午後3時52分

2 場 所 さいたま市役所 別館2階 第4委員会室

3 出席者

|        |                |               |
|--------|----------------|---------------|
| (1) 委員 | 利根 忠博 委員(会長)   | 福田 博之 委員      |
|        | 秋月 信二 委員(職務代理) | 洞澤 賢一 委員      |
|        | 川本 宜彦 委員       | 秋吉 祐子 委員(欠席)  |
|        | 島村 功作 委員       | 伊藤 巖 委員(欠席)   |
|        | 林 千鶴子 委員       | 川嶋 かほる 委員(欠席) |

(2) 事務局 総務局長 人事部長 給与課長 外4名

(3) 議会局 議会局長 総務部次長兼総務課長 外1名

4 傍聴者 なし

5 審議項目 議題1 審議会資料説明について  
議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について

6 議事の経過

(1) 市長への意見報告書の提出及び市長からの諮問に係る報告

(2) 審議

議題1 審議会資料説明について

議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について

(3) 答申に向けた意見調整

(4) 閉会

7 審議内容

(1) 会長より、市長への意見報告書の提出及び市長からの諮問に係る報告

- ・ 去る10月13日に市長へ意見報告を行ったところである。
- ・ 意見報告書には各委員の主な意見を掲載し、一般職職員の給与改定に合わせ、月例給について引下げをすべきとの意見もあったが、結論としては「月例給については『改定を見送るべき』、特別給については『引下げの改定をすべき』」との報告を行った。

- ・ 市長から「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数、また、その改定の実施時期」について改めて諮問があったので、引き続き、各委員に審議をお願いしたい。

(2) 審議事項

議題1 審議会資料説明について

事務局より配布資料の説明

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会〈第2回資料〉」委員の質問及び事務局の回答  
特になし

議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について

市長からの諮問のとおり、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について、その支給月数及び改定時期について審議の上、審議会の結論として市長へ答申することとなる。

支給月数に関する委員の意見

- ・ 本市の特別職職員の期末手当の支給月数は、国の指定職職員の期末手当の支給月数に準じて改定してきた経緯があるため、これまでの経緯を踏まえ、国の指定職職員に準じた改定をするべきである。
- ・ 本年の人事院勧告における国の指定職職員の支給月数は、現行の「3.1月」から「2.95月」に改定するものであるため、本市の特別職職員についても、これにならって「2.95月」に引き下げのべきではないか。
- ・ 市長及び副市長と、市議会議員の支給月数については、区別する特段の必要性はなく、一律に引下げをすべきである。

改定時期に関する委員の意見・質問及び事務局の説明・回答

- ・ 国や本市における一般職職員の取扱いと同様に、本年12月に支給される期末手当から引下げを行うべきである。
- ・ 一般職職員の引下げ時期とのバランスを考慮すれば、改定時期も同一とすべきである。
- ・ 改定には、議会の承認を得た上で、条例改正が必要になると思われる。12月から改定する場合、11月中に条例改正をしなければならないが、議会の日程はどうか。

12月議会は11月下旬に開会が予定されているため、当該議会で提案することは可能である。

(3) 答申に向けた意見調整

当審議会における意見を集約し、市長からの諮問に対する答申を提出するため、各委員の意見を調整する。

会長による各委員の意見集約

- ・ 特別職職員の期末手当については、他の団体との均衡、一般職職員及び国の指定職職員の給与改定の状況、また、現下の地方自治体を取り巻く厳しい環境、社会経済情勢等を総合的に勘案して改定すべきである。
- ・ 期末手当の支給月数については、国における指定職職員の期末手当の支給月数との均衡を考慮し、決定してきた経緯がある。
- ・ 本年の人事院勧告において、国の指定職職員の支給月数は現行の3.1月から0.15月分引き下げて、2.95月とされており、本市の特別職職員についても、昨年度と同様、これにならって支給月数を2.95月に引き下げるべきである。
- ・ 市長及び副市長と市議会議員の支給月数については、区別することなく、一律に引下げをすべきである。
- ・ 改定の時期については、国や本市一般職職員との均衡を図るため、12月に支給する期末手当から引下げを行うべきである。

② 答申に向けて

本日の審議内容を基に、委員の主な意見を記載した上で、答申書を作成する。また、答申書の作成に当たっては、会長に一任いただきたい。

当審議会として、市長から諮問のあった「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について」は、各委員の意見を踏まえた上で、作成した答申書に基づき、市長に対し答申することとする。

③ 委員の意見・質問

特になし

(4) 閉会

平成22年10月21日

会長

利根忠博